

○静岡県警察の巡査長に関する訓令

(昭和 42 年 7 月 1 日静岡県警察本部訓令第 15 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号）及び静岡県警察の組織に関する訓令（平成 13 年県本部訓令第 8 号）に基づき、静岡県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の配置基準)

第 2 条 巡査長を配置する箇所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等については、勤務の単位ごとに 1 人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等については、重要なものごとに 1 人
- (3) 前 2 号に掲げる以外の勤務箇所については、必要があることに 1 人以上

(巡査長の行う職務)

第 3 条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて、実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について、必要な調整をすること。
- (3) その他の勤務に関し、特命のあつた事項について処理すること。

(巡査長の選考)

第 4 条 本部長は、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものうちから巡査長に充てる巡査を選考する。

- (1) 勤務年数が 6 年（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては 2 年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては 4 年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第 5 条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 42 年 7 月 1 日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

2 巡査長の数はこの訓令の施行の日から昭和 43 年 3 月 31 日までの間は 300 人以内とする。

附 則(昭和 43 年 4 月 1 日県本部訓令第 11 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
(巡査長の数の経過規定)
- 2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和 44 年 3 月 31 日までの間は 535 人以内とする。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日県本部訓令第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
(巡査長の数の経過規定)
- 2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和 45 年 3 月 31 日までの間は 650 人以内とする。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日県本部訓令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
(巡査長の数の経過規定)
- 2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和 46 年 3 月 31 日までの間は 755 人以内とする。

附 則(昭和 50 年 11 月 25 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 7 月 7 日県本部訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 27 日県本部訓令第 35 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 3 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。